## 告 示

## 埼玉県告示第千四百六十二号

出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次のと いて、 同条第三項に (平成十年法律第 お り縦覧 お 11 て準 九 に 供す 用する同 +る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定 . よる届 に ょ 1)

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュープラザ上尾愛宕店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十一、一番十二、一番十四

## ロ変更の概要

大規 模小売店 舗 を設置する者 0 氏名又は名称 及 び 住 所 並 び に法 人に . あ 0 は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社りそな銀行 代表取締役 古川裕二

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

(変更後) 株式会社りそな銀行 代表取締役 原俊樹

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

大規 模小売店舗 12 お 1 T 小 売業を行う者の 氏名又は名称及 び住所 並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式 会社 ス パ バ IJ ユ 代 表取 役 岸 本 七 朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号 外 計九者

(変更後) 株式会社 埼玉県上尾 ス 市 パ 愛宕三丁 バ IJ 目一 ユ 番四 代表取 十号 締 岸本圭司 +

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

二 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十 八 年 +月 +日 か 5 平成二十九年三月十 日 まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十 日 カュ ら平成二十九年三月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課